

コンタクトポイント(省エネ基準)の提案取り扱いフロー

コンタクトポイント(省エネ基準)の提案取り扱いに関する基本的なフローを図1に示します。図中の丸数字で示した項目についての説明は次ページを参照してください。

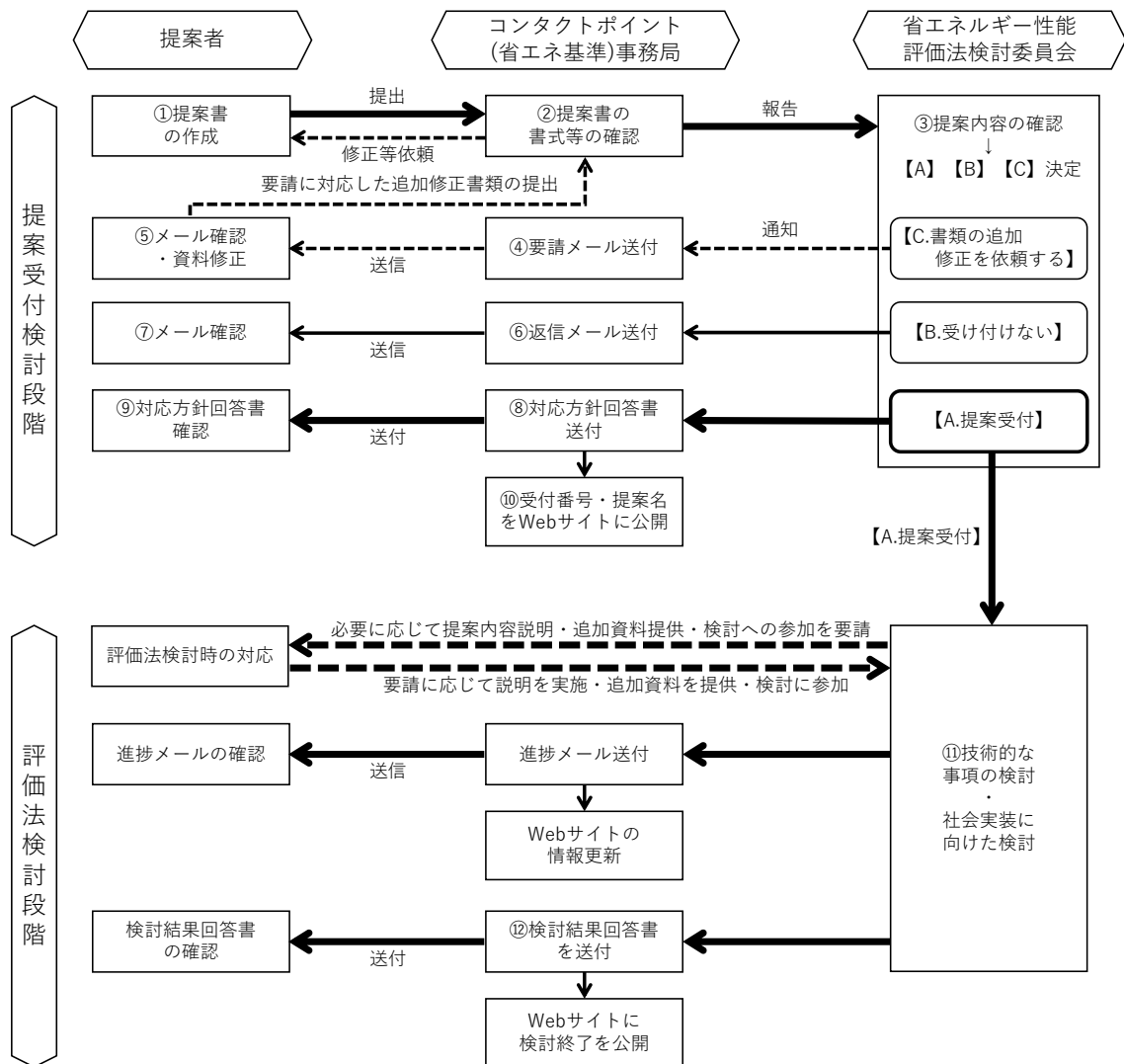


図1 提案取り扱いフロー

提案受付検討段階（①～⑩）

①提案書類の作成

- ・提案者は、コンタクトポイント(省エネ基準)の提案要領に基づき書類を作成し、コンタクトポイント(省エネ基準)事務局に提出します。

②提案書類書式等の確認

- ・コンタクトポイント(省エネ基準)事務局は、提案書類を確認します。
- ・提案書類の書式・記載に不備がなければ、提案者に受取の連絡をします。
- ・提案書類の書式・記載に不備がある場合は、提案者に修正を依頼します。
- ・受け取った提案書類の内容は、省エネルギー性能評価法検討委員会に報告します。

③提案内容の確認

- ・省エネルギー性能評価法検討委員会では、提案が提案要領に示す対象に該当すること、技術的評価の妥当性と実現可能性があることを確認し、【A.提案受付】【B.受け付けない】【C.書類の追加修正を依頼する】を決定します。

●【C.書類の追加修正を依頼する】場合

④要請メールの送付

- ・コンタクトポイント(省エネ基準)事務局は、追加・修正を要請するメールを提案者に送信します。

⑤メールの確認・資料作成

- ・提案者は、追加・修正を要請されたメールを確認し、要請に対応した追加・修正書類をコンタクトポイント(省エネ基準)事務局に提出します。
- ・追加・修正書類は、コンタクトポイント(省エネ基準)事務局からの要請メール送信日より3か月以内に提出していただきます(3か月を超過すると⑥の取り扱いとなります)。

●【B.受け付けない】場合

⑥返信メールの送付

- ・コンタクトポイント(省エネ基準)事務局は、受け付けない理由を記載した返信メールを提案者に送信します。

⑦メールの確認

- ・提案者は、返信メールを確認します。

●【A.提案受付】の場合

⑧対応方針回答書の送付

- ・コンタクトポイント(省エネ基準)事務局は、受付番号及び技術的検討を行う担当ワーキング等を記載した対応方針回答書を提案者に送付します。

⑨対応方針回答書の確認

- ・提案者は、送付された対応方針回答書を確認します。

⑩受付番号・提案名をWebサイトに公開

- ・コンタクトポイント(省エネ基準)事務局は、受け付けた提案の受付番号と提案名をコンタクトポイント(省エネ基準)のWebサイト(https://www.ibec.or.jp/contact_point/cp_list.html)に

公開します。

評価法検討段階（⑪～⑫）

※【A.提案受付】の場合は、「評価法検討段階」に移行します。

⑪技術的な事項の検討・社会実装に向けた検討

- ・省エネルギー性能評価法検討委員会の担当ワーキング等は、評価法構築に向けた技術的な検討を行います。
- ・担当ワーキング等は、必要に応じて提案者にワーキング等への参加を要請し、提案内容の説明や追加資料の提供を依頼します。提案者は、依頼に応じて、説明の実施、追加資料の提供等の対応を行います。
- ・省エネルギー性能評価法検討委員会は、評価法の技術的検討を経て、社会実装に向けた検討を行います。
- ・コンタクトポイント(省エネ基準)事務局は、省エネルギー性能評価法検討委員会で確認された検討の進捗状況について、必要に応じて提案者に連絡します。
- ・コンタクトポイント(省エネ基準)事務局は、コンタクトポイント(省エネ基準)のWebサイト(https://www.ibec.or.jp/contact_point/cp_list.html)に掲示した情報を適宜更新します。

⑫検討結果回答書の送付

- ・コンタクトポイント(省エネ基準)事務局は、省エネルギー性能評価法検討委員会における社会実装に向けた検討の終了を受けて、検討結果回答書を提案者に送付します。
- ・コンタクトポイント(省エネ基準)事務局は、コンタクトポイント(省エネ基準)のWebサイト(https://www.ibec.or.jp/contact_point/cp_list.html)に検討が終了した旨を公開します。